

第2章

単位PTAの具体的な活動とは？

PTA規約(会則)について知ろう

PTA規約(会則)とは、PTAの組織、運営、活動などについての基本的なルールを明文化したもの。規約(会則)を理解し、健全で円滑な活動を目指しましょう。

規約(会則)※はPTA活動の基本事項 ※以下「規約」とします

PTAの活動は常に規約に基づいて行われる必要があります。規約は「会員全体の総意」であり、会員が内容を理解することが大切です。

会員になったら、必ず一度は規約に目を通しておきましょう。規約を知ることでPTA活動に意識を持って参加することができ、一部の会員による意図的解釈があったとしても、トラブルを防ぐことにつながります。

規約の改正は時間をかけて適切に

会員数の増減や会員を取り巻く状況の変化などにより、既存の規約では円滑な活動を行うことが困難な時、規約を見直し、改正することが可能です。ただし改正

には正しい手続きを踏み、慎重に進める必要があります。時間をかけて理由や内容を会員に周知し、会員の総意を汲んだ改正となるよう心がけましょう。

規約改正に大切な

4つのポイント

- ・PTAの目的を達成するために必要な改正であるかを慎重に検討する。
- ・改正したい部分がどのような背景でつくられたのかを理解し、改正内容が適切かどうかを確認する。
- ・改正内容を明らかにし、全会員への周知を図り、一定の手続きを経る。
- ・規約を詳細まで決めることで、PTAの活動内容が極度に限定されないようにする。

★PTA規約改正の手続き方法はP42を参照



規約はPTA活動の基本事項を規定したもの。会員が理解し、規約に則り活動をすることが必要。

どうして？規約を明文化する理由

すべてのPTA会員に配布されるPTA規約。「なんだか難しそう」「わざわざ読まなくても活動できる」と目を通さない人もいるのでは。なぜ「あたりまえ」を明文化するのか、その理由を考えてみましょう。

☆ 理由その1 ☆

PTAの理念が分かる

規約には「PTAが何を目指しているのか」が明記されています。その理念をすべての会員が理解するためには、やはり明文化して周知することが大切です。本来の目的から外れることなく健全な活動を行うためにも、規約はいつでもだれでも知ることができるようにしておく必要があるのです。

☆ 理由その2 ☆

PTAの「なかみ」が分かる

PTA活動の土台は規約です。規約にはPTAの目的や運営方法、そしてひとつひとつの活動の内容についての基本項目が記されています。規約を参照することで、だれでも等しくPTAの「なかみ」を理解することができます。

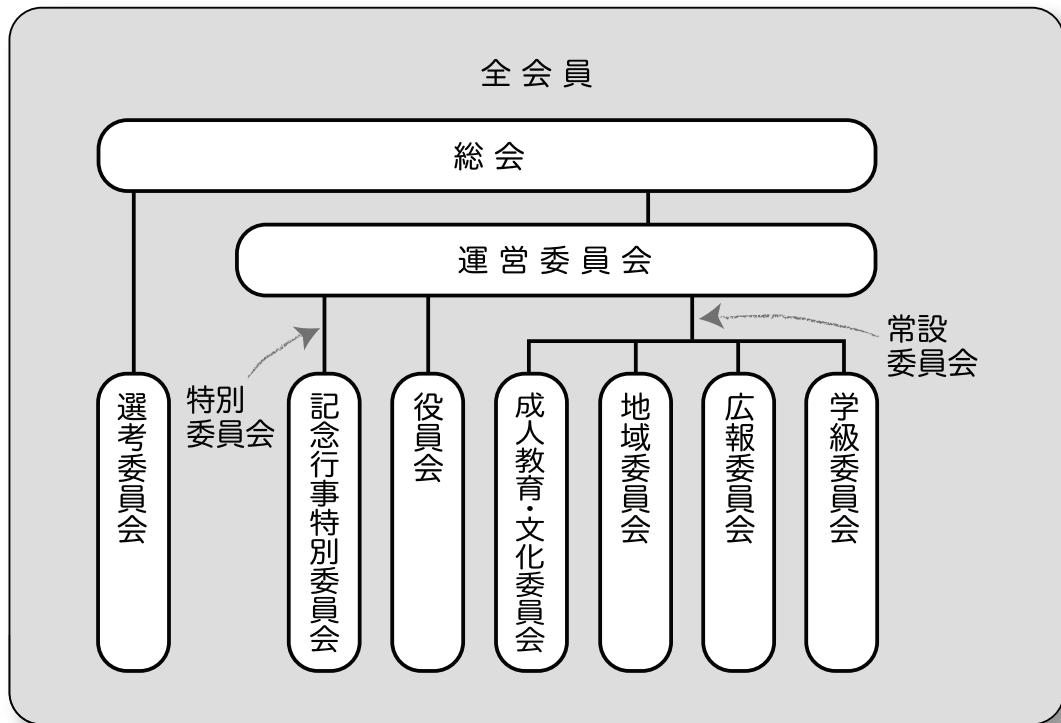
☆ 理由その3 ☆

PTAのルールが分かる

PTAはひとつの組織である以上、活動にはルールが必要です。規約は「会員の総意」を文章化したものであり、規約に基づいて活動することがPTA活動の大前提としてあります。意図的に規約を無視して活動することはあってはならないこと。規約の改正や活動内容の変更なども、まずは規約を確認し、それに基づいて行う必要があるのです。

PTAの組織図

PTAの組織図(例)



総会

全会員により構成される最高の議決機関です。

総会には定期総会(年1~2回)と臨時総会があります。

運営委員会

総会で決まった方針に従って、各委員会の計画や事業についての連絡調整をしていく執行機関です。

総会に次ぐ議決機関としての役割を持たせている単Pが多くあります。

総会に提出する議案を作成します。

役員会

PTA活動の取りまとめを行う事務局です。

学校や地域の団体との連絡調整を行います。

決定権はなく、活動の方向性を話し合う機関です。

特別委員会

必要に応じて、運営委員会の承認を経て設置される委員会です。記念行事特別委員会や規約改正委員会など、全会員に目的を説明してから設置します。

「民主的」な運営が大原則

組織の成り立ちや運営のポイント、基本スタンスが分かると安心です。

会員の総意がベースに

個々の会員はさまざまな形で活動に参加しますが、**活動の核となる方針や組織全体の方向性を決めるのは全会員**です。特定の役職者や一部の会員が決めるのではなく、**会員の総意で民主的に意思決定するのが最大の特徴**です。

そのため、事業計画・報告や予算・決算、会費の変更など**組織全体に関わる案件を、すべての会員に開かれた「総会」で審議、承認**します。例えば、規約改正の検討を始めるなど、年度途中で重要な案件が浮上した時は、どの会員も直接出席し発言できる臨時総会などの場を設け、**全会員に是非を問わなくてはなりません**。

明瞭かつ適切な情報開示のもと、各々が意思表示するのも会員としての貴重な役目です。

上下関係もトップダウンもなく意見交換しながら運営

「総会」で決まった方針に従い、実際の**運営を担当するのは「運営委員会**です。主な構成メンバーは、各委員会の長、学級委員や学年代表、役員、学校の代表である校長など。各委員会の活動承認、委員会間や学校との連絡調整、総会の議案作成、年間予定の立案ほか、役員が担う事務処理の承認などを行います。

各会員の意見は学級委員会などでとりまとめて提案し、それを**平等に話し合える場**となることが理想です。役員は風通しの良い運営のための調整役で、各委員会を管理、指導する立場ではありません。**互いを尊重し、意見をすり合わせることが大切**です。



会の方針は会員の総意に基づき決定。日常の運営は全会員では行えないため役割分担。ただし、会員の声が届く仕組みが必要。

活動計画と予算

「予算は活動ありき」です。活動計画に対して予算があり、予算を全会員で均等割りをしたものが、会費です。

「活動があるから予算がある」という考え方を明確にしよう

- * 予算とは、一年間の活動を実行するための資金計画です。PTA会員から、会費を集めて預かり、活動に応じて支出します。
- * 「使い方」「実際の収支」はともに総会で了承を得る必要があります。予算計上していない用途で支出することが必要になった時は、運営委員会に諮るなどして同意を得ます。
- * 領収書の宛先は必ず「○○小学校PTA」として、発行してもらうことを周知しましょう。
- * 会費の引き上げや引き下げは、現行と変更後の対比表を作り、総会で決議します。家計に影響するため、慎重な検討が求められます。単年度の決算だけで判断しないようにしましょう。
- * 会計監査は、年度途中にも一度監査をしておくと、会計担当者と監査担当者の認識が異なる場合、早めに修正できます。
- * 帳簿の保管は、周年行事への対応も考えると、10年程度です。帳簿の廃棄には、書類の廃棄サービスを行っている業者を利用する方法もあります。

予算の立て方

- * 予算と活動は連動しています。
- * 予算はできるだけ年度内に、現会員に還元します。
- * 予備費は総収入の10%から15%が目安です。
- * 前年度の実績と比較し、執行状況を把握して、今年度の予算を組み立てます。



係の種類と、活動への関わり方

「係になると何をするの？」「各委員会の関係性や立ち位置は？」。

活動内容や全体像が見えづらいほど、初めの一歩に勇気がいるものです。

単位PTAの事例と、各活動に共通する考え方などをお伝えします。

多様な選択肢から自分の意思で選べると◎

ほぼどの単Pにも、「学級委員」「広報委員」「地域委員」「成人教育委員／文化委員」「選考委員」、各種行事などの委員、そして全体の窓口となる「役員」がいます（*）。

そのほかに、ラジオ体操、ベルマーク集計など事業ごとのお手伝いや、おまつり、サマーキャンプといったイベントのサポーターを、状況に応じ募ります。

委員、役員などの選出時期は、役員が一番早く、前年度中に内定します。委員その他は、年度初めの保護者会で決めることがほとんどです。サポーターは、年度途中でも随時募集するケースが見られます。

こうしたサポーター制度は、委員などの活動を分散化し、一人あたりの負担を減らす手立てにもなり、近年、増加傾向にあります。平日の日中は制約があっても早朝や土日なら活動できるという保護者も増えています。活動時間に幅があり、多様な手段から選べると、参加のチャンスが広がります。

活動は義務ではありません。可能な時に、可能な活動を、可能な範囲で行いましょう。

（*）各委員や役員の名称、委員会の設置状況は単Pごとに異なり、例えば、学級委員会は学年部、地域委員会は校外部、役員は庶務、総務と呼ばれることもある。

役員会の役割

役員は、PTA活動の取りまとめを行う事務局となってPTAの円滑な活動を推進します。

役員の役割を以下にまとめます。

会長

会を代表し、総会や運営委員会、役員会などの会議を招集します。

地域の会議などにも出席します。

副会長

会長を補佐し、会長が職務にあたれない時は、会長の代理をします。

副会長は通常、2名以上あたります。

書記

総会や運営委員会、役員会の開催通知、次第、議事録のほか、活動の

報告書(運営委員会だより)などを作成します。

会計

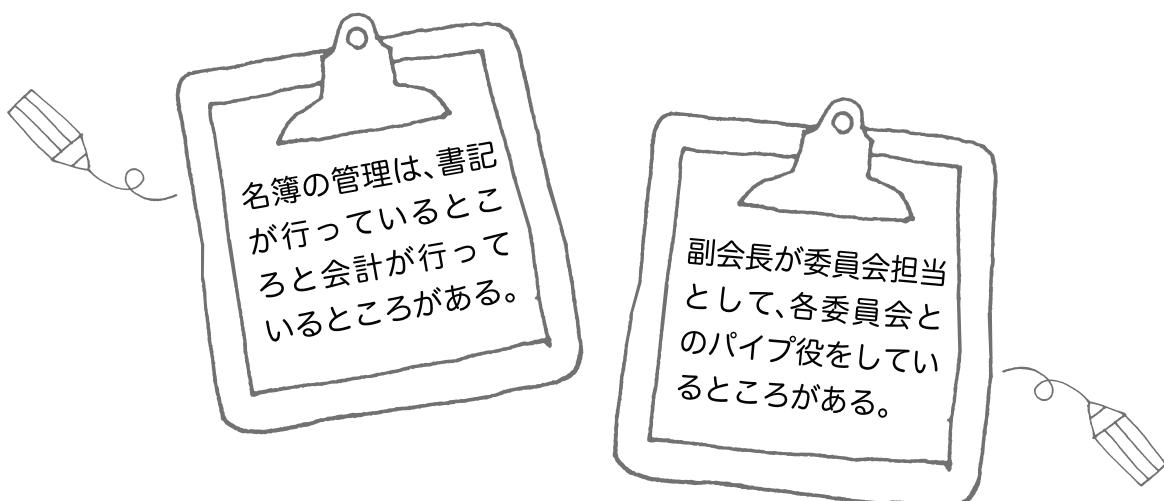
PTA会費をはじめとする金銭の出し入れや会計帳簿の作成、保管、

会計報告などの会計事務を行います。

会計監査

会計が適切に管理されているか、年に複数回、帳簿を確認します。

また、決算書は会計監査による監査を受けて総会で承認されます。



各委員会の役割

各委員会は、どのような活動をしているのでしょうか。
委員会の役割と活動内容についてまとめます。

学級委員会

学級や学年の保護者同士が交流し、教職員と円滑なコミュニケーションを図るお手伝い。また、学級保護者の声を集約して役員会に相談し、運営委員会や学校に届ける役割も。

学級委員は、PTAの基盤です。

活動の目的

学級委員会の主な目的は、**学級の保護者同士、担任の先生と良好な関係を築くこと**です。学級全体の雰囲気を良くするように努めることが、結果的に子ども同士のもめごとへの穩便な対応につながったりします。

活動の内容 その1

学級内の親睦を図る懇親会、親子参加のイベントなどを学級委員を中心となって企画します。専門家による教育懇談会など、学び合いの場を提供できれば、子育ての困りごとやクラスの共通課題について、直接、顔を合わせて意見交換する機会が生まれます。

活動の内容 その2

何かの見直しなど、PTA全体に関わる議題が生じた時、まず学級内で話し合い、その意見を学級委員がまとめて学級委員会に報告します。**PTAや学校に対する学級の意見をくみ上げ、整理して届ける窓口**でもあります。

例えば、学級内で課題が生じた時、保護者が個々に意見を伝えると、その対応に教職員が時間を取られて、学級運営に影響を及ぼしかねません。その際、学級委員がみんなの考え方や提案をとりまとめて伝えられると建設的でスムーズです。



学び合いや話し合いの場をつくり、PTAや学校との連絡役として学級の意見を届ける。

広報委員会

会員同士が互いに活動を理解し合い、つながりを深めるための広報活動を行います。地域にも発信して連携を図ります。

活動の目的

広報委員会の主な目的は**PTA活動に関する情報を会員に向けて発信すること**。多くのPTAでは広報紙を制作、発行することでその役割を担っています。最近ではウェブサイトによる広報活動を行っているPTAも増えてきています。

活動の内容

PTAの広報媒体で取り上げたいテーマを企画、取材し、文章と画像をまとめ、印刷物またはウェブサイトで発信するまでが一連の作業です。

活動の本質はあくまで**「PTAの広報」**。学校からの配布物とコンテンツが被らないように、PTAならではのトピックを取り上げることも大切です。**「PTAってなに？」**という会員の声に答えることができるPTAの広報媒体だからこそです。

「だれにでもつくれる」広報紙を目指して

最近はフルカラー印刷の広報紙を発行するPTAが増えてきました。その一方で「制作経験やパソコンの知識がないとつくれない」「スキルがあるとなんでも任され、負担が大きすぎる」と広報委員を敬遠する動きもあります。

PTA活動において大切なのは**「だれもが参加できること」**。専門知識を必要とする形にこだわらず**あえて手作りの広報紙**で注目を集めの動きもあるようです。発行回数を減らし、専門的な作業を予算内で外注するのも一つの方法です。

「例年通り」にこだわらず、その時のメンバーでやりたいこと、やれることに取り組む。それが楽しく企画力のある広報紙づくりのカギとなるでしょう。

Point!

広報委員はPTAに関する情報を発信する役。「だれでも参加できる」をモットーに、体裁にこだわらず、その時のメンバーで可能な活動を！

地域委員会／校外指導委員会

地域を見回すと、交通事故、不審者の出没など、多くの心配ごとがあります。また、大規模地震や自然災害など、万が一の時には、地域の人たちと協力することが大きな力となります。

日ごろから地域を知り、地域の連携を深めるための活動です。

活動の目的

学校と協力しながら、子どもたちの安全を守る活動や、町会・自治会など、地域の方々と協力する環境づくりを推進します。

活動の内容 ※活動内容は単Pにより異なります

子どもの交通安全と防犯のための活動

- 登下校時の旗振り(安全見守り)など交通安全指導
- 挨拶運動の実施
- 集団下校訓練時の付き添い
- 交通安全教室の開催
- 地域安全マップの作成
- 地域パトロール活動
- 安全な遊び場の確保
- ピーポくん110番プレートの設置
- 地域の防災対策検討
- 防犯、交通安全の講演会実施
- 地域委員会だよりの発行

地域での生活を充実させる活動

- 地域子ども会
- 夏休み子ども会
- 子どもまつりなどの企画運営
- 地区班別保護者懇談会の実施
- 地域教育連絡協議会、地域教育推進協議会への参加
- 青少年育成委員会、町会との連携
- 親子地域運動会への参加

成人教育委員会／文化委員会

子どもを育てる保護者は、子育ての問題や教育上の課題などに悩むこともあります。

保護者同士の学びの場として、講演会、研修会、見学会、親子教室などを企画・運営していくのが主な役割です。

活動の目的

保護者の教養、見識、教育への理解を深めることを目的としています。

活動の内容

会員が自ら主体的に学び、活動できることが理想です。PTA活動の目的に沿った内容を、学校とも相談しながら計画しましょう。



選考委員会

各委員は年度初めに、学級での話し合いや立候補によって決める場合が多く、役員は前年度中に選出されるケースが大半です。その役員選出を主導する専門委員会です。

活動の目的

次年度の役員を探すことが最たる役割です。選出方法のほか、委員会の位置づけや名称、委員数や委員構成は単Pによって異なるものの、どのPTAでも**会員一人ひとりの意思が反映される民主的な選出方法が望まれます。**

活動の内容

個々の意思を反映する手続きのひとつに直接選挙がありますが、成り手が少ない昨今、推薦などで候補者を募り互選会を開くパターンが多いようです。特に**推薦状の提出は全会員が参加できる活動のひとつ**。会員の意思を直接届ける手段になります。

この推薦方式の場合、選考委員は役員活動の紹介や推薦状の取りまとめなどを行います。各学級で推薦状の提出について説明し、実際に配布、回収を行い、**推薦された候補者に内諾を得ます**。どの選考方法でも、最終的には**総会で承認、決定**するところがほとんどで、総会までが一連の委員活動です。

選考上の注意点

候補者が出ない場合、「くじ引き」を採用するところもありますが、苦肉の策であって万能ではありません。**さまざまな事情で引き受けられないケースはあるので、個人のプライバシーに十分気を配らなくてはいけません。**

また、偏った人選は民主的な運営を妨げがあるので、委員会の中立性を保てるよう「選考委員は役員になることはできない」など規約に定めるPTAもあります。**「公正」な選考活動が理想です。**



民主的で公正(=フェア)に、次年度の役員を探す役目。
後々の影響も勘案し「くじ引き」などは慎重に。

保険について

ほとんどのPTAでは、万が一の事故に備えて「PTA保険」に加入しています。

主にPTA会員が、PTAの行事で怪我などをした場合に、保険金が支払われます。それぞれのPTAで加入しているPTA保険の補償内容について、確認をしておきましょう。

ミニ知識

学校の管理下(学校での授業や遠足、運動会などの行事など)で、その学校に在籍する児童・生徒が怪我などをした場合は、「災害共済給付制度」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)により給付金を受けることができます。区立小中学校に在籍する児童・生徒については、教育委員会で「災害共済給付制度」に加入しています。

* 紹介対象など詳しい情報は

(独)日本スポーツ振興センターのHP

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/>

でご確認ください。

* 「災害共済給付制度」をご利用の際は、学校に問い合わせてください。

注意！

学校の敷地内で児童・生徒が怪我をした際、PTA主催行事の場合は「災害共済給付制度」の対象にはなりません。

PTA主催行事の際の参加者の怪我などの補償について、PTA保険の対象となるのか、別途行事保険などに加入する必要があるのか、確認をしておきましょう。



<参考>こんな活動も！

PTA活動のスタイルはさまざまです。前例をなぞるだけでなく、その時々の状況やニーズに合わせて検討してみると、活動の幅が広がります。

これまでの活用例

- 子どもたちの健康と地域の環境を守るために、学校近隣の道路問題について話し合う「公害特別委員会」をPTA内に設置。会員が大気汚染や騒音の調査を行い、議会に請願書を提出。関係省庁に働きかけるなどの運動も展開。
- 「主体的、対話的な参加型の学び(アクティブ・ラーニング)の推進」「小学校の英語の教科化」など、変化する学校教育について、教員に教わり学ぶ場を設ける。子どもたちに求められる力とは何か、学校や家庭で何ができるのかなどを話し合う。

教育環境の整備のほか、保護者の学びに役立つ場面も

地域の課題についてPTAで意見をまとめて関係機関に届けることが、問題解決の糸口になるかもしれません。地域に根ざした活動で、協力体制が整えば、継続的な実施も可能です。また、要望を述べるだけでなく、会員自ら汗を流す活動は建設的で、地域や学校に活気をもたらし相互理解も促します。

保護者同士が話し合う場を持つこと自体にも意味があります。例えば、子どもの発達段階に応じた変化や行動特性を共有し、意見交換することで相互理解が深まります。活動のついでに会話し、話を聞いてもらえるとホッとします。学び合いによる親の成長は、子どもたちの育ちにもよい影響を与えるでしょう。

活動のプロセスや工夫を楽しむ

例えば、イベントを行う際、自分の意見を聞いてもらうこともあるが、違う意見が出てみんなでもむこともあります。マニュアルをこなすだけでなく、少数意見を尊重しながら助け合い、最終的にみんなで一つの形をつくりあげるなど、主体的に関わることで達成感は増します。

「活動に参加できる権利」は全会員に等しくあります。仕事や介護などで時間のない保護者が多いなら、こうした状況でも無理なく、より多くの会員が自分の意思で気軽に参加できる環境を整えるのも大切です。結果の平等や強制ではなく、さまざまな立場を受け入れ、みんなで知恵を出し合うのも活動を楽しむコツです。

Point!

教育の質の向上を目指す活動も。「だれもが活動しやすい」環境をつくるのも大切な活動。

気をつけよう！ 個人情報の取り扱い

名簿作成や広報紙制作などに際し、活動に必要な個人情報は「個人情報保護法」に則って収集、利用しなくてはなりません。平成29年5月30日から、PTAも法律の対象となりました。守るべきルールとは何でしょう？

個人情報はPTAが自ら取得、管理

個人情報は、その利用目的を明らかにし、本人から収集するのが原則です。

PTAは学校とは別組織ですから、会員の個人情報の取得、管理を独自に行うことが求められます。法律上、**あらかじめ本人の同意を得ない第三者への提供は原則禁止**されています。

また、取得した個人情報はしっかりととした管理体制で保管しなければなりません。

名簿はどのように作成できる？

適正に取得された個人情報に基づいて作成。管理も必要です。

委員会ごとに作成する場合も同様です。

- ①事前に同意の取り方、配布、管理方法などを話し合い、ルールをつくって周知する。
- ②掲載情報を明確にし、必要以上の情報を収集しない。
- ③利用目的とその範囲をできる限り具体的に特定し、公表する。
- ④情報を利用される本人の同意を得て作成、配布する。同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応を必要とする。
- ⑤目的以外に利用しない（転載、複製、譲渡などの禁止）。
- ⑥保有期間を決め、適切に廃棄する。
- ⑦配布先で目的に沿って利用、保管、処分されるよう注意事項を明記する。



個人情報の利用目的や方法は明確化して公表。原則、本人の同意を得ずには利用できない。ただし状況に応じた保護と活用のバランスは必要。

普段から個人情報の提供には本人の同意が必要と認識すること

例えば委員会内の名簿に記載された個人情報を委員会外の会員に聞かれても、**本人の同意なしには提供できません**。PTAに限らず普段の生活でも、友人の電話番号やメールアドレスを教えてほしいとほかの知人に頼まれた場合、まずは当該の友人に教えていいか同意を得るように、知り得た個人情報を勝手に第三者に伝えないことは重要です。

一方、**行き過ぎた個人情報の保護にも注意が必要**です。例えば、委員の氏名を公開しないとか、連絡先を一切収集しないとなると、委員の相互連絡に支障を来したり、緊急時の連絡ができなくなったりする可能性も考えられます。保護の側面ばかり強調され、過剰反応によって必要な情報を周知できずに、かえって不利益が生じる場合もあります。

広報紙は何に気をつけて制作すればいい？

掲載情報が個人の不利益にならないように配慮し、事前に個人情報の考え方や扱い方を単P内で共有できるといいでしよう。

①個人が特定できる写真や情報の掲載については、本人、または保護者の承諾の有無と承諾方法の確認をする。

【承諾方法(例)】

- ・広報紙発行のための写真撮影と、掲載の可能性を、あらかじめ全会員に書面などで公表し、掲載の可否を問う。
- ・掲載予定の本人またはその保護者に通知し、同意を得られた場合のみ掲載する。

②個人が特定できない写真や情報は、承諾を得ずに使用するか否かを確認。

③配布後の個人情報の目的外使用、二次利用の制限、取り扱い上の注意について全会員に周知。

個人情報保護法に関するご質問については、内閣府の外局が設置した個人情報保護委員会の「個人情報保護法質問ダイヤル」にお問い合わせ下さい。

03-6457-9849(土日祝及び年末年始除く。9:30~17:30)